

郡山市平成23年台風15号による被災者に対する災害援護資金利子補給補助金交付要綱

平成23年10月27日制定

平成27年12月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成23年台風15号により被害を受けた被災者の生活の再建及び安定を図るため郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号。以下「条例」という。）の規定により災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、当該貸付けに係る利子を補助することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、平成23年台風15号により被害を受けた者で、条例第11条第1項の規定により災害援護資金の貸付けを受け、当該災害援護資金に係る利子の償還を行ったものとする。

(利子補給金の額)

第3条 利子補給金の額は、条例第12条第2項に規定する災害援護資金の償還期間（支払猶予を受けた場合にあっては、変更後の償還期間）内に補助対象者が償還した当該災害援護資金に年利1.5パーセントを乗じて得た額（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第10条に規定する違約金に相当する額を除く。）の範囲内とする。

2 前項の利子補給金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、償還ごとに市長に郡山市平成23年台風15号による被災者に対する災害援護資金利子補給補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に償還した領収証書の写しを添付して、当該償還の日の属する年度内までに提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、償還した実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、郡山市平成23年台風15号による被災者に対する災害援護資金利子補給補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(額の確定通知の省略)

第6条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書は省略するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により災害援護資金の貸付けを受けたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

郡山市長

申請者 住所
氏名
電話番号 ㊞

郡山市平成23年台風15号による被災者に対する災害援護資金利子補給補助金交付申請書

郡山市平成23年台風15号による被災者に対する災害援護資金利子補給補助金交付要綱第4条の規定により、利子補給金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|--------------|-----------------|
| 貸付番号 | |
| 貸付金額 | 円 |
| 申請の対象となる期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 償還金額 | 円 |
| 申請金額（利子補給金額） | 円 |
| (1) 金融機関名 | 銀行・農協・金庫・組合 |
| | 本店・支店・出張所 |
| (2) 口座名義人 | |
| (3) 口座の種類 | |
| (4) 口座番号 | |

第2号様式（第5条関係）

（文書の記号）第 号

年 月 日

様

郡山市長



郡山市平成23年台風15号による被災者に対する災害援護資金利子補給補助金交付
決定通知書

年 月 日付けで提出された災害援護資金利子補給補助金交付申請に対し、次のとおり補助金等を交付することと決定したので、郡山市平成23年台風15号による被災者に対する災害援護資金利子補給補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

1 災害援護資金利子補給補助金交付額 _____ 円

2 補助条件

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。また、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返納されるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により災害援護資金の貸付けを受けたとき。